太陽光発電導入量回答補助ツールについて
（事務局向け）

1.　本ツールの目的について

本ツールは、令和８年度地域脱炭素の推進に関する状況調査 Q1-3(2)「公共施設の太陽光発電設備に関する設問」への回答にご利用いただくことを目的としています。

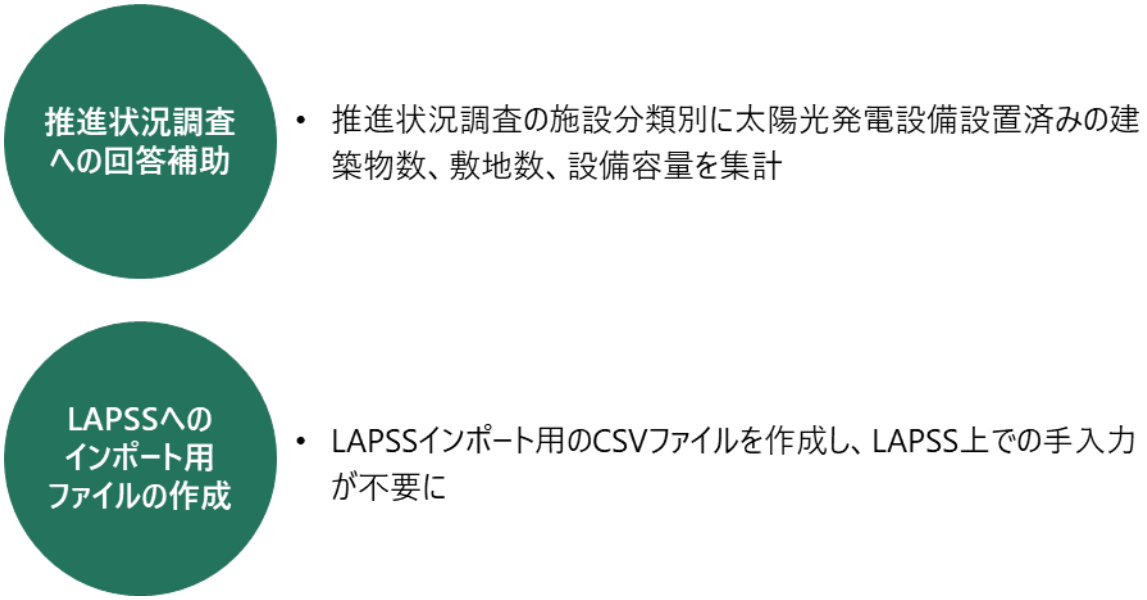

Q1-3(2)「公共施設の太陽光発電設備に関する設問」をご回答いただく際に、貴団体の保有する公共施設の建築物・敷地への太陽光発電設備の設置状況の把握にお役立てください。
LAPSS インポート用の CSV ファイル作成機能がございますので、本ツールにて作成した CSV ファイルを利用いただくことで、LAPSS 上での手入力が不要になります。

※本ツールの調査票を使用せず、貴団体にて独自に集計いただいた結果を元に、LAPSS 反映用 CSV ファイル作成用途のみ使用いただくことも可能です。

※令和７年度調査においても、「太陽光発電導入量回答補助ツール」として、「公共施設の太陽光発電設備に関する設問」への回答にご利用いただけるツールを頒布しておりましたが、一部設問に変更がございますため、令和７年度に頒布したツールはご利用いただけません。
なお、令和５年度に頒布いたしました「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）」は、太陽光発電設備の設置可能性の判定ツールとして引き続きご利用いただけますが、令和８年度推進状況調査へのご回答にはご利用いただけません。ご了承ください。

参考：Q1-3(2)「公共施設の太陽光発電設備に関する設問」（推進状況調査票より抜粋）

都道府県及び市区町村並びにQ0-9(3)で建築物または土地を所有していると回答した組合がご回答ください。
【必須】

Q1-3. 事務事業に関する措置の取組状況について
（2）＜太陽光発電設備の導入状況＞
貴団体の保有する建築物について、建築物保有有無、太陽光発電設備を設置済（予定）の建築物数、設備容量（kW）についてご回答ください。
「建築物に付属している敷地」についても、太陽光発電設備を設置済（予定）の敷地数、設備容量（kW）をご回答ください。
なお、ペロブスカイト太陽電池の設備容量については、本設問では集計の対象外となりますので、下記Q1-3（3）にてご回答ください。

過年度回答表示

【回答時に御注意いただきたい事項】
・今年度は「令和7年度（単年度）に設置」「令和8年度（単年度）に設置」した設備等の導入状況についてご回答ください。

・各施設分類において、建築物を保有していない場合は「建築物保有なし」欄で「○」を選択ください。

・「施設数」ではなく、「建築物数」をお伺いしておりますので、ご注意ください。例：ある小学校が新校舎、旧校舎、体育館にて構成されている場合、施設数は「1」ですが、建築物数は「3」となります。

・過年度に太陽光発電設備を設置済みの建築物（敷地）に対して、追加で太陽光発電設備を設置する場合は、追加した設備容量のみをカウントし、建築物（敷地）数はカウントしません。
カウント方法については、別添資料もご確認ください。

・学校については、次の点にご留意の上、集計してください。
①異なる施設分類の学校が1つの校舎（建築物）にある場合（施設一体型）
例：中等教育学校の前期課程と後期課程、幼稚園と小学校などが同じ建物にある場合　→「小中学校施設」としてご回答ください。
②異なる施設分類の学校が異なる校舎（建築物）、敷地にある場合（施設隣接型・施設分離型）
例：中等教育学校の前期課程と後期課程で校舎（建築物）や敷地が異なる場合　→導入した校舎（建築物）の施設分類に応じて判断してご回答ください。

・消防施設や水道施設などで、建築物（敷地）数・設備容量を所有する組合が回答する場合、当該組合を管轄する市区町村ではその分をカウントしません。

・建築物に付属している敷地欄には、駐車場や駐輪場のソーラーカーポート・野立て太陽光発電設備等の設備容量をご回答ください。

・太陽光発電設備を設置済・予定の建築物数、設備容量の合計（kW）を施設分類別で集計するために、環境省が作成した**「R8推進状況調査　太陽光発電導入量回答補助ツール」**も御活用いただけます。ツールの利用方法詳細は「太陽光発電導入量回答補助ツールについて（事務局向け）」をご参照ください。

・令和5年度頒布いたしました「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）」は、太陽光発電設備の設置可能性の判定ツールとして引き続きご利用いただけますが、令和8年度推進状況調査へのご回答にはご利用いただけません。ご了承ください。

・「建築物の総計」欄については、自動入力されますので、回答不要です。

以上

				令和7年度（単年度）に設置				令和8年度（単年度）に設置（令和8年度中に設置予定を含む）			
分類 ※多くの地方公共団体で所有している公共施設	**施設の定義**	**主な対象建築物** ※以下に示す以外に面積の大きな建築物がある場合は団体のご判断により追加ください。	**建築物保有なし** ※施設分類の施設を保有していない場合は「○」を記載してください。	**設置済の建築物数**	**設置容量の合計値（kW）【建築物】**	**設置済の敷地数**	**設置容量の合計値（kW）【敷地】**	**設置済・予定の建築物数**	**設置容量の合計値（kW）【建築物】**	**設置済・予定の敷地数**	**設置容量の合計値（kW）【敷地】**
市民文化施設	・主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設 （市民会館、市民ホール、市民文化センター）	本館、別館、ホール									
社会教育施設	・講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の教養の向上等を目的とした施設（公民館、社会教育センターなどの公民館類似施設） ・図書・記録等の資料の収集、保存、一般公衆の利用等を目的とした施設（図書館・図書館分館） ・収蔵のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設（博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館など） ・青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設（青少年教育施設） ・女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設（女性会館、女性センター等）	本館、別館、事務棟									
社会体育施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設	延べ床面積が500㎡以上の水泳プール（屋内）、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場、空手・合気道場、その他の建築物※1									
幼稚園施設	学校教育法に基づく公立の幼稚園 ※幼稚園、児童福祉施設（保育所、認定こども園）で重複のないようにご注意ください	園舎									
小中学校施設	学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）	校舎、屋内運動場、寄宿舎※2、 その他以下の条件を満たす建築物 ・2階建て以上または延床200㎡超の非木造の建築物 ・3階建て以上または延床500㎡の木造の建築物									
特別支援学校施設	学校教育法に基づく公立の特別支援学校										
高等学校施設	学校教育法に基づく公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）										
児童福祉施設	保育所、認定こども園 ※保育所、認定こども園は、幼稚園と重複のないようにご注意ください 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童発達支援事業所※3	園舎・本館・別館									
社会福祉施設	社会福祉を目的として設置された施設（児童福祉施設を除く） 保護施設（授産施設、救護施設）、障害福祉施設（障害者支援施設、身体障害者福祉センター）、高齢者施設（介護保険施設、老人福祉センター、養護老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家）、女性自立支援施設、福祉事務所、福祉会館等	本館・別館									
医療施設	医療法に基づく病院、診療所	本館、別館									
行政施設	地方公共団体の機関（都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合）が入居する施設	本庁舎、支所、議場									
消防施設	消防の用に供する施設 （消防本部、消防署、分署・出張所、消防学校）	庁舎（消防本部・消防署・分署・出張所）、訓練施設、車庫、校舎、体育館									
警察施設	警察の用に供する施設 （警察本部、分庁舎、警察署、分署、交番、機動隊、警察学校、運転免許センター）	庁舎、校舎、体育館、武道場、車庫、学生寮									
公営住宅	公営住宅法に基づく公営住宅。集会所等の共同施設を含む。	公営住宅、共同施設									
廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）	焼却施設、堆肥化施設、破砕施設、選別施設、固形燃料化施設、し尿処理施設、最終処分場（管理棟等の建築物を有するものに限る）									
水道施設	水道法に基づく水道施設及び水道施設の敷地内に立地する管理棟等や、水道施設を管理するための事務所の建築物や敷地	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所									
下水道施設	下水（汚水・雨水）の排除・処理を目的として設置された施設（排水施設、処理施設、ポンプ施設、管理棟等）や敷地	水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場、下水道管理事務所									
その他施設	上記の分類には含まれない建築物（空港施設は除く）	–									
建築物の総計	貴団体が保有している建築物の総数	–		0	0	0	0	0	0	0	0

※1　屋内体育施設の定義は、「体育・スポーツ施設現況調査　用語の解説」を確認ください。
※2　校舎、屋内運動場、寄宿舎の定義は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」を確認ください。
※3　児童発達支援事業所は児童福祉施設ではありませんが、調査においては児童福祉施設に含めてください。

貴団体が保有する公有地のうち、太陽光発電設備を設置しているものがあれば、その数と設備容量（kW）をご回答ください。
※同じ敷地に建築物がないもののみが対象です。建築物に付属している敷地(駐車場等)における設置は、上段の施設ごとの敷地欄にご回答ください。

公有地	同じ敷地に建築物が無い公有地 ※建築物に付属している敷地（駐車場等）における設置分は対象外	最終処分場跡地、ため池、調整池									

2. 本ツールの構成

本ツールは、【調査票】【統合ツール】【CSV 出力ツール】の 3 つが含まれています。

本ツールには、2 通りの利用方法がございます。

「3. 本ツールの使い方」で、それぞれのツールの使い方をご紹介いたします。

① 【調査票】を利用する場合(p4～p8)

各施設管理部局に【調査票】を記入いただき、事務局にて【統合ツール】を利用して統合・集計・LAPSS インポート用 CSV ファイルを作成。

② 貴団体独自で集計する場合(p10)

【調査票】を用いず、貴団体独自のツール・手法等にて推進状況調査の施設分類別に集計。

集計結果を元に【CSV 出力ツール】を利用して LAPSS インポート用の CSV ファイルを作成。

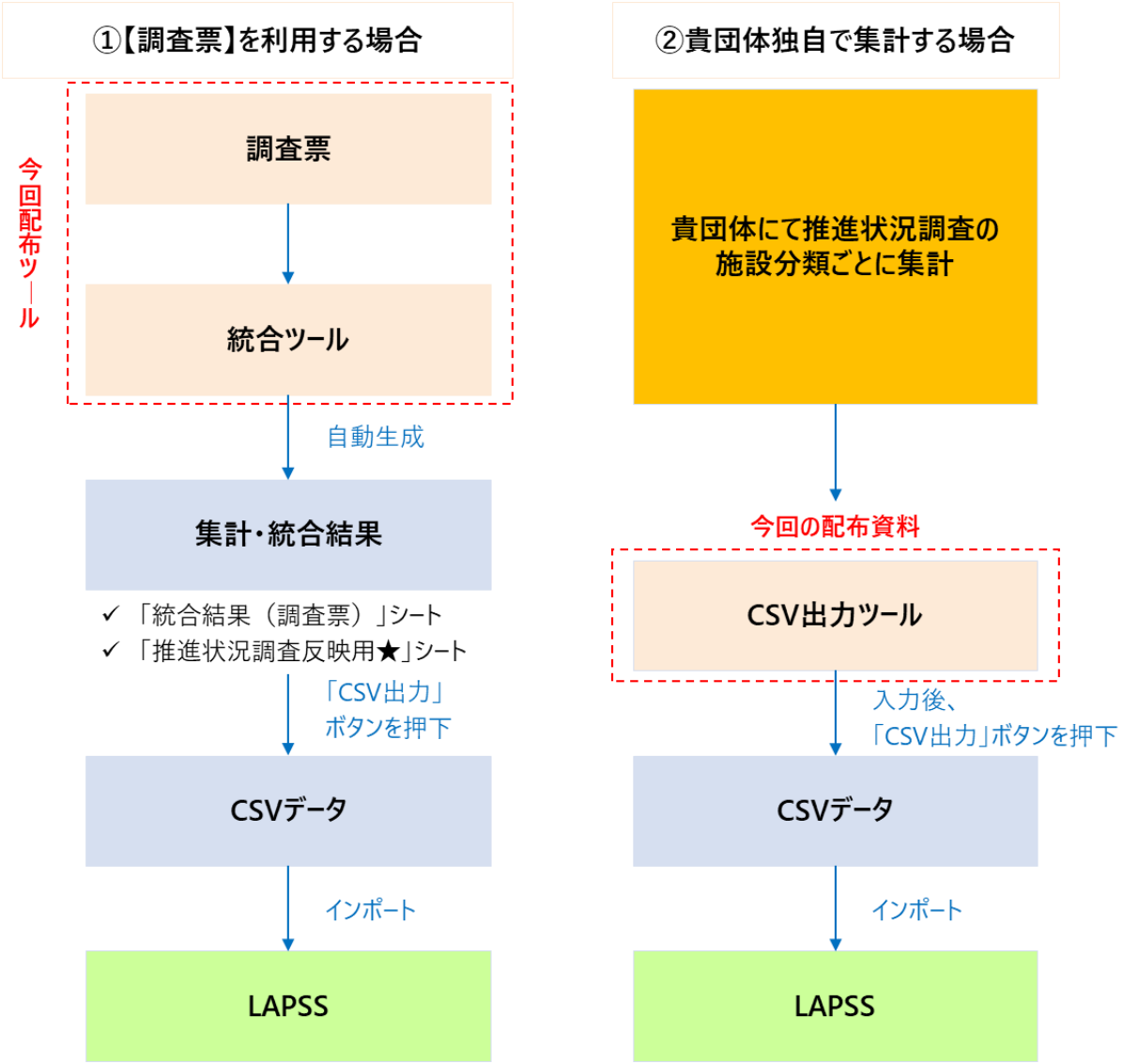

3. 本ツールの使い方

① 【調査票】を利用する場合

(「①【調査票】を利用する場合はこちら」のフォルダを参照ください)

下図は推進状況調査にご回答いただくまでの、調査フローのイメージです。

複数の施設管理部局に調査票、調査票の記入要領、施設分類一覧表を展開のうえ、調査票を回収していただき、統合ツールで回答結果を一覧化したのち、CSV ファイルを出力し LAPSS にインポートすることが可能です。

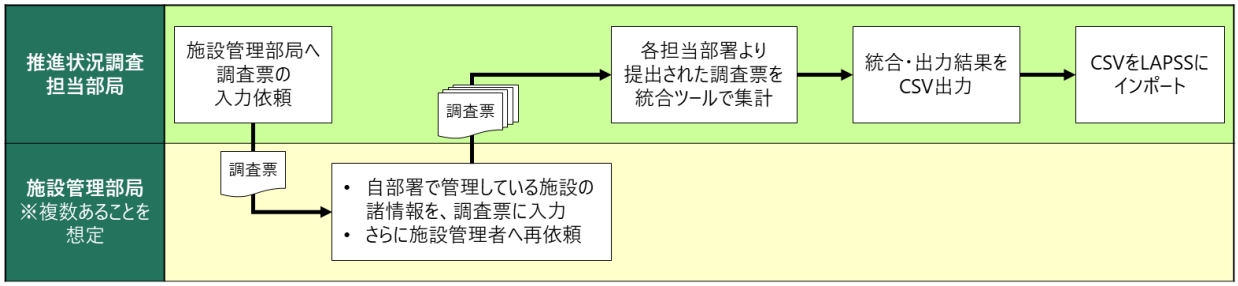

【調査票】

- B 列～N 列の入力欄に、貴団体の保有する建築物・敷地の情報をそれぞれご記入ください（記入方法の詳細については「調査票記入要領」をご参照ください）。
- 必要に応じて施設管理を担当する部局（施設管理部局）の皆様に本調査票をご展開のうえ、記入をご依頼いただく等していただけますと幸いです。

※調査票ファイルの拡張子の変更、ファイル内のシート名の変更、シートの追加や削除は行わないでください。

再生可能エネルギー設備等の導入状況に関する調査
調査回答時点(令和8年10月1日)のデータを記入してください。

チェック

必須
任意
記入不要

共通					建築物				敷地			
(1)担当	(2)管理コード	(3)施設分類	(4)施設・建築物名		(5) 令和６年度以前の太陽光発電設備の設置有無	(6)建築物における太陽光発電設備の設置状況			(7)令和６年度以前の太陽光発電設備の設置有無	(8)敷地における太陽光発電設備の設置状況		
部局・課室名	施設コード等	分類	施設名	建築物名称	設置有無	設置有無	令和７年度に設置済の場合の設備容量	令和８年度に設置（令和８年度中に設置予定を含む）済の場合の設備容量	設置有無	設置有無	令和７年度に設置済の場合の設備容量	令和８年度に設置（令和８年度中に設置予定を含む）済の場合の設備容量
記入式	記入式	選択式 必須	記入式（テキスト）		選択式 必須	選択式 必須	記入式（数値） 必須	記入式（数値） 必須	選択式 必須	選択式 必須	記入式（数値） 必須	記入式（数値） 必須
—	—	—	—		—	—	kW	kW	—	—	kW	kW
(例)環境計画課	K00001	小中学校施設	環境計画課小学校	第1体育館	令和６年度以前に設置済	令和７年度に設置し、かつ、令和８年度に設置（令和７年度中に設置予定を含む）	20		令和６年度以前に設置済	令和７年度に設置		20

【統合ツール】

- 複数の調査票ファイルを一つのファイルにまとめ、施設分類ごとに集計するためのツールです。
- 以下のようなファイル構造となっております。正しく集計できなくなりますので、この**ファイル構造は崩さない**よう、お願いいたします。

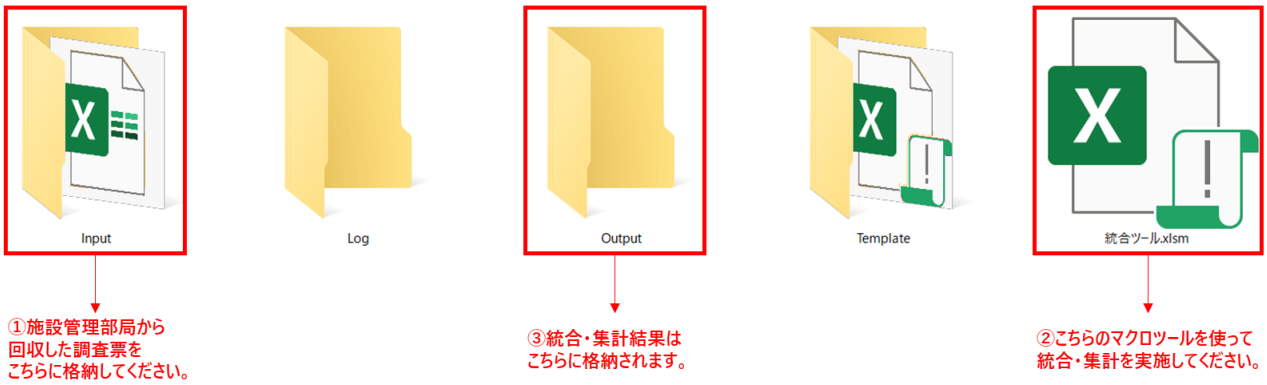

※Input フォルダには、回収した調査票のみ格納するよう、お願い申し上げます。

※Log、Template のファイルは通常のプロセスでは利用しませんが、ツールが正常に動作しなくなりますので、削除や名称変更・フォルダ構造の変更はされないよう、お願い申し上げます。

【統合ツール　利用手順】

手順 1：すべての調査票ファイルを Input フォルダに格納してください。

手順 2：統合ツール.xlsm を開いてください。

手順 3：「①選択」を押し、調査票のファイルを格納した Input フォルダを選択してください。

手順 4：「②ファイル取得」を押すと、ファイルごとの読み込み結果が「取得結果詳細情報」に表示されます。
各調査票のファイルにおいて、データに不備がある場合には「取得結果」が NG となりますので、該当箇所を修正して再度手順 1 から実施してください。
※実行フラグの欄に○がついているファイルが集計・統合の対象として認識されます。誤って○を削除しないよう、ご注意ください。

手順 5：すべてのファイルについて NG の表示が消え、OK 表示となりましたら、「③データ転記」を押してください。転記完了後、「集計・統合結果.xlsx」ファイルが Output フォルダ内に自動で作成されます。
※利用した統合ツールは集計の記録として、同 Output フォルダ内に自動で保存されます。
※Log ファイルには、統合ツール利用の記録がメモ形式で保存されます。原因不明のエラーが出てしまった際等のお問い合わせ時にご利用ください。

【集計・統合結果】

- 本ファイルは**配布資料には含まれません**。統合ツールを利用すると、**自動で作成されるファイル**となります。
- 以下の２シートから構成されます。

①統合結果（調査票）	複数の調査票シートが一枚のシートに一覧化されます。
②推進状況調査反映用★	推進状況調査Q1-3(2)にそのままご回答いただける形で、判定結果が集計されて表示されます。 LAPSSにインポートするためのCSVファイルを出力可能です。

- 「①統合結果（調査票）シート」は、各調査票の形式はそのままで、結果が一覧化された状態となっています。

- 「②推進状況調査用反映用★」シートは、推進状況調査 Q1-3(2)の回答欄と同じ構成になっております。回答結果のご確認に利用していただくことが可能です。
  ※本シートの数値は変更できません。数値の変更を行う場合は、LAPSS に CSV ファイルをインポートした後、LAPSS 上に入力された数値を変更してください。
- 「CSV 出力」ボタンを押下いただきますと、LAPSS にインポート可能な CSV ファイルが出力されます。
  LAPSS にインポートして、推進状況調査にご回答ください。
  ※出力された CSV ファイルの LAPSS へのインポート方法については p8～に記載しています。

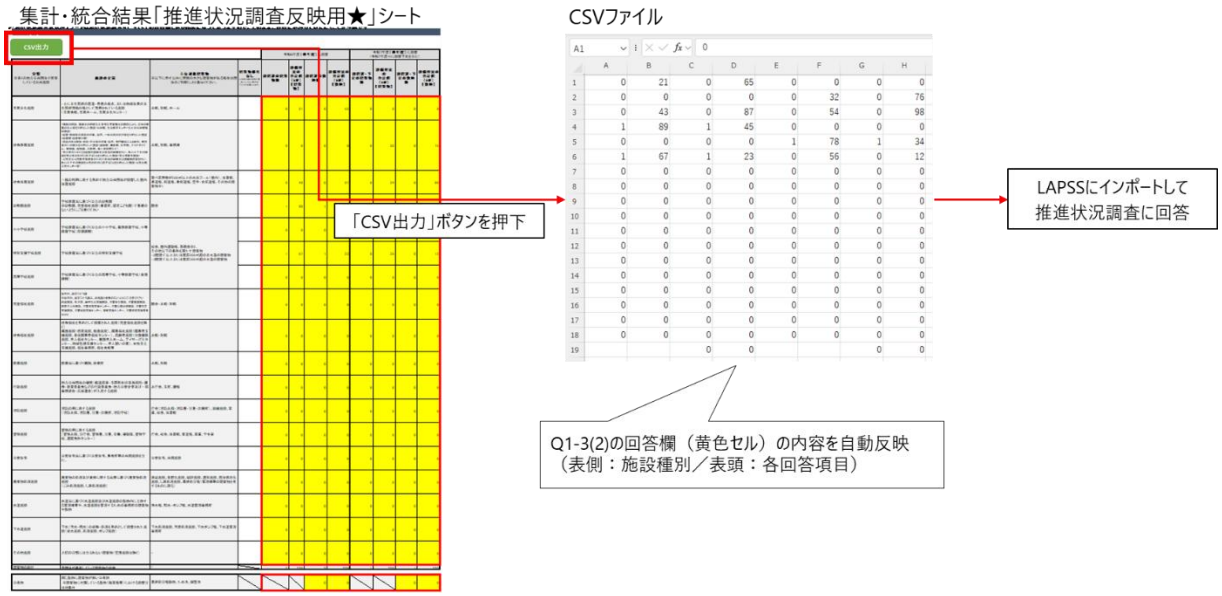

【ツールから出力された CSV ファイルの LAPSS へのインポート方法】

※画像は令和７年度のもの

①　（LAPSS 画面上）推進状況調査 Q1-3(2)付近に設置されている「参照」ボタンを押下

↓

②　ツールから出力された CSV ファイルの選択

※ファイル名は「data_YYYYMMDDhhmmss（ファイル出力時間）.csv」となっております。

↓

③　LAPSS 画面上でファイルの取り込みを確認

↓

④　推進状況調査 Q1-3(2)にてツールの入力内容が反映されていることを確認

②貴団体独自で集計する場合

(「②貴団体独自で集計する場合はこちら」のフォルダを参照ください)

下図は推進状況調査にご回答いただくまでの、調査フローのイメージです。

調査票を用いず、貴団体独自のツール・手法等にて集計したデータを、「CSV 出力ツール」に入力したのち、CSV ファイルを出力し LAPSS にインポートすることが可能です。

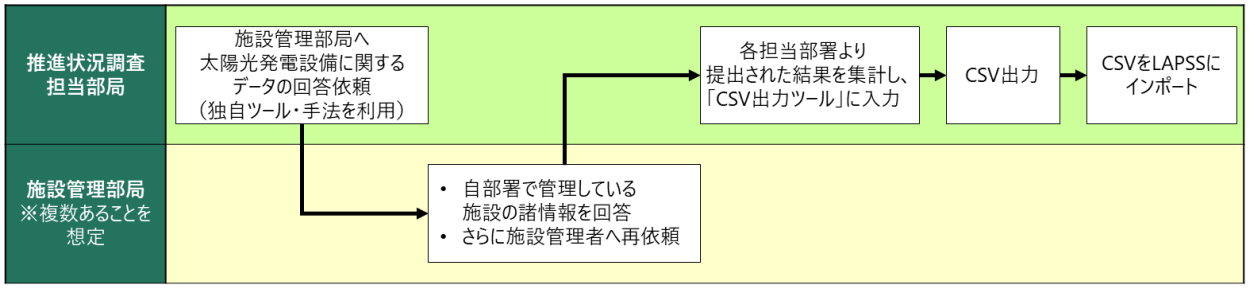

【CSV 出力ツール】

- 貴団体独自のツール・手法等にて集計したデータを、AL 列～BO 列の入力欄にご記入ください。
  ※各項目の入力内容については推進状況調査 Q1-3(2)の設問文に記載されている注釈を参照ください。
- 「CSV 出力」ボタンを押下いただきますと、LAPSS にインポート可能な CSV ファイルが出力されます。
  LAPSS にインポートして、推進状況調査にご回答ください。

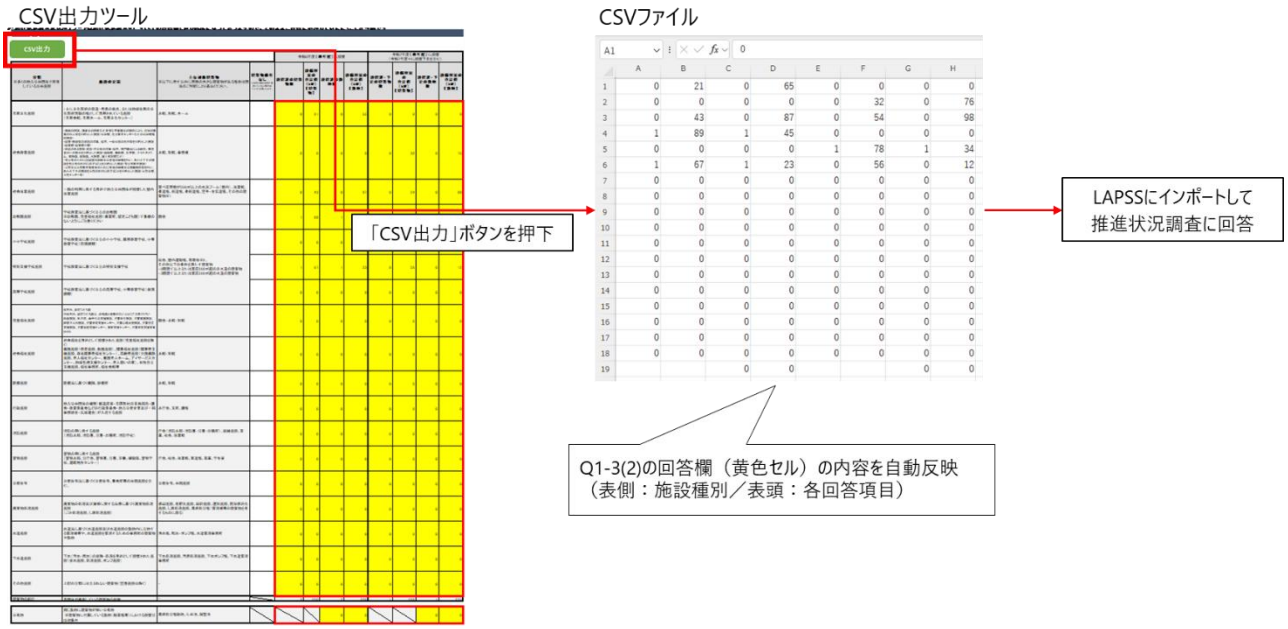

【LAPSS へのインポート方法】

P7～8 をご確認ください。

4. **回答結果の取扱いについて**

- 集計・統合結果や、出力した CSV ファイルの**環境省への提出は不要**です。**出力した CSV ファイルの結果を、LAPSS にインポート**し、推進状況調査にご回答ください。
- **導入実績は、各団体の値を個別に公開する予定はございません。**推進状況調査の回答結果は、**地方公共団体全体・施設種別**（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）**・団体区分別**（都道府県、指定都市、その他人口ごとの市区町村、地方公共団体の組合）等の結果を報告書として取りまとめ、環境省のウェブサイトで公開いたします。
- 本調査でご回答いただいた施設分類毎の太陽光発電設備の設置状況は、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」にて、関係省庁に共有し、公共部門全体の導入目標達成に向けた進捗状況を確認に利用いたします。